

令和3年5月18日
(2021年)

保護者のみなさまへ

吹田市教育委員会
吹田市立豊津西中学校

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方(令和3年5月改訂版)について (お知らせ)

新型コロナウイルス感染症にかかる対応につきましては、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、市立学校で感染者が確認された場合の臨時休業の措置等について4月にお知らせしましたが、緊急事態宣言延長に伴い、この度、裏面「新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について(令和3年5月改訂版)」のとおり改訂いたしましたので、保護者の皆様にお知らせいたします。

今後も、子供たちの健やかな学びを保障するため、感染防止対策を十分に講じながら、各学校での教育活動に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査または抗原検査)を実施する場合は、自宅待機を要請しております。家族や本人が新型コロナウイルス感染症の検査を実施することになった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方


[令和3年5月改訂版]

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中、学校における感染リスク及び感染拡大のリスクを見極めながら子供たちの学びを保障していくため考え方を改訂します。

1 臨時休業の実施について

市内や学校での感染状況に応じて、関係部署と調整し、臨時休業の要否を総合的に判断する。

2 臨時休業の範囲について

感染レベル	感染状況等	臨時休業の範囲
	(1) 学校内に感染者が確認されたが、学校内に感染拡大のリスクがないとき ^{注1}	—
	(2) 学校内に感染者が確認され、感染経路や濃厚接触者 ^{注2} の状況から感染拡大のリスクがあるとき ア リスクが当該学級内に限定できる イ リスクが当該学年内に限定できる ウ リスクが学校全体に広がっている可能性がある	アの場合 当該学級のみ イの場合 当該学年のみ ウの場合 当該校のみ
	(3) 特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染拡大リスクが生じたとき	特定区域の学校
	(4) 複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校を経由して市全体の感染拡大につながる恐れが高い場合	全市立小中学校 一斉休業

注1 学校内に感染拡大リスクがないと判断できる場合の例

- ① 当該感染者に症状がなく、検査実施前2日間登校(出勤)していない場合
- ② 当該感染者に症状が出た日の前2日間登校(出勤)していない場合 など

注2 濃厚接触者は、マスクをしないで、手で触れることのできる距離(目安として1m)で、感染者と15分以上の接触があった者

※聞き取り等により、個々の状況から総合的に判断します。

3 臨時休業の期間について

感染経路や濃厚接触者等の状況から感染拡大リスクが高いと判断した場合、当初感染者の最終登校日(出勤日)から最大2週間とする。